岩手県告示第614号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 盛岡和賀線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別		敷地の幅員	延	長
花巻市太田第 44 地割 242 番地先から 256 番地先まで		A	m		m
	新		20.5~11.7		148.9
花巻市太田第 44 地割 203 番 1 地先内	利	В			
			25.9~23.0		104. 5
花巻市太田第 44 地割 242 番地先から 256 番地先まで	旧	A			
			20.5~11.7		148.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成20年8月22日から同年9月22日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 宮古岩泉線
 - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市舘合町 125番2地先から23番4地先まで	新	m 51.5~10.8	m 500. 0
	旧	20.2~8.5	500. 0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成20年8月22日から同年9月22日まで